

令和6年5月1日

愛荘町入札参加者の方へ

令和6年度愛荘町建設工事等の 入札・契約概要をお知らせします。

- 1 入札の発注方式は例年どおり、土木一式工事等建設工事は原則、条件付一般競争入札とします。
 - ア. 条件付一般競争入札は原則、**公告日を「毎月5日、15日、25日」と**します。
なお、公告日が土、日、祝日の場合は、前日もしくは前々日等となります。
 - イ. 公告は、町ホームページ内（入札情報公開システム）から取得できます。
- 2 今年度から指名競争入札の通知は不定期により実施します。
- 3 建設工事、測量・建設コンサルタント業務における入札については、電子入札で実施します。
なお、物品・役務の提供については、入札案件により、引き続き試行実施します。
- 4 建設工事、測量・建設コンサルタント業務における入札については、開札時に係数を乗じる最低制限価格制度を引き続き実施します。
- 5 **委託業務（測量設計等）**については、昨年度に引き続き、一部を「**条件付一般競争入札**」で実施します。
詳細は入札公告で確認ください。
- 6 町内・準町内建設業者については、愛荘町経営事項審査総合評点（主観点）に次の「**加減点**」を行います。加減点の詳細は別記のとおりとなります。
 - ①工事成績評定点に基づく加減点
 - ②町道除雪委託契約に基づく加点（申請主義）
 - ③消防団協力活動による加点（申請主義）
- 7 建設工事等条件付一般競争入札、指名競争入札において、「**予定価格の完全事後公表制度**」を昨年に引き続き実施します。詳細は入札公告及び指名通知においてお知らせします。また、予定価格の事後公表に伴い、「**愛荘町入札および契約手続に係る働きかけに関する取扱要綱**」を制定しております。入札等に関し、職員に対し非公表の設計金額を聞き出そうとする行為等があったときには、その内容が刑法の入札の公正を害すべき行為に該当する恐れがあると認められるときには警察等関係機関に通報するとともに必要な措置を講ずることとなります。（職員は「**業者からの問い合わせQ&A**」により必要な対応を執っています。）

- 8 **積算内訳書の無効基準を建設工事全般**に行います。
次の場合は、積算内訳書が無効となり落札することができませんのでご注意ください。
- ① 金額、氏名、押印（紙入札の場合）、その他の要件の記載が確認できない入札。ただし、電子入札の場合は、代表者職・氏名は省略できるものとします。
 - ② 計算間違い、もしくは入札金額との相違。
 - ③ 下記の要件を満たしていない場合。
直接工事費（共通仮設費の積上げ含む）が予定価格の **75%以上（合算額において判断する）**
共通仮設費（率分）が予定価格の **70%以上（合算額において判断する）**
現場管理費が予定価格の **70%以上（合算額において判断する）**
一般管理費が予定価格の **30%以上（合算額において判断する）**
※直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合算額において、基準額を下回る場合は無効とします。
- 9 **現場代理人の常駐に関する運用基準**に基づき、一定の要件を満たした場合、**現場代理人の常駐義務緩和および現場代理人の兼務**が可能となります。詳しくは、町ホームページに掲載しています。
- 10 建設工事入札参加申請時における現場代理人および主任技術者の事前申請について、複数申請（各2名まで）を実施します。ただし、参加申請受付終了後の変更はできません。
- 11 条件付一般競争入札または指名競争入札における**仕様書および金額抜き数量計算書等**については、**町ホームページ（入札情報公開システム）**から**公告文・通知文の掲載時に取得できる**よう添付します。
- 12 建設工事の町内・準町内業者における令和6年度業種別業者審査事項評点について、別添一覧表のとおりとなります。条件付一般競争入札参加資格審査申請提出の際、審査事項評点の記載にはご注意ください。
- 13 愛荘町入札参加資格者実態調査要綱に基づき、実態調査を実施します。（実施は不定期）
- 14 愛荘町設計違算に関する事務取扱要領の改訂および愛荘町建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱を制定いたしました。
詳しくは、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
今年度は、試行的に土木一式工事及び舗装工事について適用することとします。
- 15 週休2日制の推進に向けた取り組みについて、対象工事を選定し試行的運用を進めます。